(名称)

第1条 本会は俳文学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、連歌および俳文学の研究を推進し、その発展を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1)機関誌の編集刊行
- (2)研究会および研究発表会の開催
- (3)展覧会および講演会の開催
- (4)資料の公刊
- (5)会員名簿の作成配布
- (6) その他必要な事業

(会員・会費)

第4条 会員は、連歌・俳文学の研究に従事し、かつ会員の推薦により、常任委員会の承認を経たものとする。

第5条 会員は会費として所定の金額を前納しなければならない。

2 会費は、別に定める「会費規定」による。

第6条 会員は、本会の諸種の会合に出席することができ、また機関誌一部の配布を受ける。

(購読会員)

第7条 第4条に該当しない者で、機関誌の配布を希望する者は、申し込みによって購読 会員になることができる。

- 2 購読会員の会費は、会員と同額とする。
- 3 団体等が購読会員になることを希望した場合は、前項に準ずるものとする。

(事務局)

第8条 本会に事務局を置く。

(役員)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- (1)事務局長1名
- (2)編集長1名
- (3)常任委員若干名
- (4)委員若干名
- (5)会計監查2名
- 2 役員の選出については別に定める「俳文学会役員選出規定」による。

(役員の職務)

第 10 条 事務局長は、本会の会計、名簿の管理、委員会の準備など事務上全般について の執行に責任を持つ。なお、事務局長を本会の代表名義人とするものとする。

第11条 編集長は、編集委員会を代表する。

第12条 常任委員は、本会の運営上必要な会務を処理する。

- 第13条 委員は、常任委員の意を承けて会務に当たる。
- 第14条 会計監査は、本会の会計の監査に当たる。
- 第15条 役員の任期は3年とする。ただし、重任を妨げない。

(役員の定年)

第16条 役員には、その就任する日に満70歳に達している者は選ばれない。

(編集委員会)

- 第17条 機関誌の編集に当たるために編集委員会を組織する。
- 2 編集委員の任期は3年として、重任を妨げない。
- 3 編集委員会の定数ならびに編集長の選出については、別に定める「俳文学会役員選出 規定」による。

(ホームページ委員会)

- 第18条 広報活動及び研究情報の交換などのためにホームページ委員会を組織する。
- 2 ホームページ委員の任期は3年とし、重任を妨げない。
- 3 ホームページ委員の定数ならびに委員の委嘱については別に定める「俳文学会役員選 出規定」による。

(全国大会実行委員会)

- 第19条 第3条(2)に基き、全国大会実行委員会を組織する。
- 2 全国大会実行委員長の委嘱は、事務局長の指名による。
- 3 全国大会実行委員長の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。
- 4 全国大会実行委員は、第9条(3)に定める常任委員が兼務するものとする。

(会計)

- 第20条 本会の会計は、会費・購読会費およびその他の収入による。
- 第21条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第22条 会計報告・会計監査報告は、総会において行う。

(総会)

第23条 総会は、毎年1回以上開催する。

(常任委員会)

- 第24条 常任委員会は、必要に応じて臨時に開催する。
- 2 常任委員の過半数の発議あるときは、常任委員会を開催しなければならない。

(委員会)

- 第25条 委員会は、毎年1回以上開催する。
- 2 委員の過半数の発議あるときは、委員会を開催しなければならない。

(会則の改訂)

第26条 本会則の改訂は、総会の決議によって行う。

(付則)

- 第27条 本会則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 本会則は、2019年10月26日から、改訂の上、施行する。